

生食発0703第10号
令和5年7月3日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
（公印省略）

クリーニング所における衛生管理要領の一部改正について

クリーニング所における衛生管理に関しては、「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和57年3月31日環指第48号）に基づき、実施していただいているところです。今般、クリーニング師の役割を明確化し、令和4年12月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえる観点から、「クリーニング所における衛生管理要領」を別紙のとおり改正しましたので、関係者に対して周知を図るとともに、クリーニング所における衛生管理の指導等に当たって遺漏のないよう御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。